

TPPに係る滋賀県の対応方針(案)について

1 策定趣旨

TPPについては、幅広い分野において新たに設けられたルール等を活用してプラス効果を発現する対策を推進する一方、マイナス面の影響をできるだけ生じさせないよう、県として各部局連携の下に総合的に対応していく必要がある。

こうしたことから、滋賀県TPP対策本部において、本県の実情に合った「対応方針」を策定する。

2 これまでの経過

- 平成 27 年 10 月 5 日 米国アトランタでの閣僚会合においてTPP大筋合意
9 日 政府「TPP総合対策本部」設置
13 日 県「TPPに係る農政水産部対策会議」設置
11 月 20 日 県「滋賀県TPP対策本部」設置
24 日 県：TPP協定交渉を踏まえた国内対策に関する要望実施
(要望先：農林水産大臣)
25 日 政府「総合的なTPP関連政策大綱」決定
12 月 14 日 環境・農水常任委員会
県「TPP大筋合意に係る農林水産分野の対応」報告
平成 28 年 1 月 25 日 県「TPPに係る滋賀県の対応方針(素案)」協議
(県TPP対策本部)
2 月 4 日 ニュージーランド・オークランドで12か国代表者による署名
10 日 常任委員会(政策・土木交通、環境・農水、厚生・産業)
県「TPPに係る滋賀県の対応方針(素案)」報告
3 月 4 日 県「TPPに係る滋賀県の対応方針(案)」協議
(県TPP対策本部)

3 今後の予定

- 平成 28 年 3 月下旬 県TPP対策本部「TPPに係る滋賀県の対応方針」策定
秋 「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく政府の具体的な政策の
内容等を踏まえ、必要に応じ改訂

TPPに係る滋賀県の対応方針（案）の概要

厚生・産業常任委員会資料 8-2
平成28年(2016年)3月9日
商工観光労働部商工政策課

I 策定の趣旨

- 1 これまでの経過・・・平成25年3月参加表明、平成27年10月5日大筋合意、平成28年2月4日署名(12か国)
- 2 TPPの意義、概要等
・・・世界のGDPの約4割(3,100兆円)という、かつてない規模の経済圏をカバーした経済連携。人口8億人という巨大市場が創出。
一方で、国民等から懸念・不安の声が寄せられている。
- 3 本県のこれまでの取組・・・TPPに係る農政水産部検討会議設置、滋賀県TPP対策本部設置
- 4 策定の趣旨
・・・TPPについては、幅広い分野において新たに設けられたルール等を活用してプラス効果を発現する対策を推進する一方、マイナス面の影響をできるだけ生じさせないよう、県として各部局連携の下に総合的に対応していく必要がある。
こうしたことから、滋賀県TPP対策本部において、本県の実情に合った「対応方針」を策定するものである(必要に応じ見直しを行う)

II 想定される効果や影響

1 見込まれるプラス面の効果

(1) 商工業分野

- 県内総生産に占める第二次産業の割合が高い本県にとって、関税の削減・撤廃だけにとどまらず、TPPによる投資やサービスの自由化といった様々な面から、一定の経済効果が期待
- 水環境をはじめ、自動車関連やエネルギー・電池関連など、グローバル市場で競争する先端モノづくり産業から、地場産業など地域固有の資源を活かした産業まで、多種多様な産業が集積していることから、TPPにより、他国企業との一層の競争激化の懸念もあるが、幅広い分野で新たなルールが構築されることを契機として、第三次産業を含め、海外の成長市場の取り込みが期待
- 特許・商標・・・新制度により有効な権利期間を有する特許権取得等が可能となることから進出促進が期待
国際的な商標出願手続に関する条約等締結義務付けにより商標権取得の円滑化が期待
- 政府調達への参入(国内企業)・・・他国の公共事業等への国内企業参入が期待

(2) 農林水産分野

- 全体・・・関税の削減・撤廃により、牛肉や茶など本県農畜水産物の輸出をしやすくなる環境となる
- 地理的表示保護制度(GI)・・・輸出促進を図る品目について、参加国内でブランドを保護する上で有効

2 懸念されるマイナス面の影響

(1) 農林水産分野【△40億円】

- ① 米・・・担い手への影響は限定的。米価下落による影響が懸念【△18億円】
- ② 麦・・・マークアップ削減に伴う経営所得安定対策助成額の削減が懸念【△1億円】
- ③ 野菜・・・国内野菜の市場価格下落が懸念【△3億円】
- ④ 牛肉・・・輸入牛肉との競合による価格下落や肉用牛振興対策の財源確保への影響が懸念【△9億円】
- ⑤ 豚肉・・・輸入肉に置き換わることはないと思われるが、豚肉価格の下落が懸念【△1億円】
- ⑥ 乳製品・・・飲用乳の価格下落、肉用牛経営への影響が懸念【△8億円】
- ⑦ 水産物・・・価格低下の可能性(畜産物など他品目の価格下落の影響)
- ⑧ 林産物・・・県産材(B材)利用への影響が懸念

※ 農林水産分野の【】の金額は、本県への影響が大きいと考えられる品目について、TPP対策が講じられないという前提のもとで県が独自に試算した影響額

3 その他

- (1) 食の安全・安心(①衛生植物検疫措置、②貿易の技術的障害)
・・・日本の制度変更が必要となる規定は設けられていない
- (2) 食品等の価格低下
・・・消費者にとっては、関税の削減・撤廃に伴い、食品等の価格低下の恩恵が見込まれる
- (3) 政府調達への参入(海外企業)
・・・現行制度に変更がないため、我が国への公共事業へ参入しやすくなることはない

III 基本的な考え方

- 1 TPPを契機としたプラス効果の発現対策
- 2 マイナス面の影響をできるだけ生じさせないための対策および懸念や不安の払拭
- 3 さらなる情報収集・分析および県民等への正確かつ丁寧な説明・情報発信
- 4 国や市町、関係団体等との連携による対策の推進

IV 講じるべき対策

1 プラス効果の発現対策

商工業分野

TPPを活用した国際展開の促進

- ① 丁寧な情報提供
- ② 相談体制の充実
- ③ 新市場開拓の促進

TPPを契機とした本県産業の振興

- ① 中小企業等の強みを活かした新事業創出の促進
- ② 対内投資の促進
- ③ インバウンド観光の促進

農林水産分野

農林水産物の体質強化のための対策(攻めの対策)

- 【全般】① 農畜水産物の輸出促進、② 「食と観光」推進の視点からのインバウンド等への対応、③ 消費者との連携強化
- 【農業】① 競争力のある担い手の確保・育成、② 農産物の収益性向上
- 【畜産】① 近江牛の生産基盤強化など畜産の振興
- 【水産】① 琵琶湖産魚介類の消費拡大など水産業の振興
- 【林業】① 県産材の利用推進対策

2 マイナス面の影響をできるだけ生じさせないための対策

農林水産分野

生産者が将来にわたって経営に取り組むための対策(守りの対策)

- ① 農地等地域資源の維持保全対策
- ② 経営安定対策

3 その他

- ・ 食の安全・安心・・・輸入食品の検査や監視指導の着実な実施、県内流通食品のさらなる安全確保の推進
- ・ 政府調達・・・日本の地方政府である本県として、政令改正等の注視・適切な対応

T P P に係る滋賀県の対応方針（案）

平成 2 8 年 3 月

滋賀県 T P P 対策本部

目 次

I 策定の趣旨

1	これまでの経過	1
2	TPPの意義、概要等	1
3	本県のこれまでの取組	1
4	策定の趣旨	2

II 想定される効果や影響

1 見込まれるプラスの効果

(1) 商工業分野

①全体	3
②特許・商標	3
③政府調達への参入	3

(2) 農林水産分野

①全体	4
②地理的表示（GI）	4

2 懸念されるマイナス面の影響

(1) 農林水産分野

①米	4
②麦	4
③野菜	4
④牛肉	4
⑤豚肉	4
⑥乳製品	5
⑦水産物	5
⑧林産物	5

3 その他

(1) 食の安全・安心

①衛生植物検疫（SPS）措置	5
②貿易の技術的障害（TBT）	5

(2) 食品等の価格低下	6
--------------	---

(3) 政府調達への参入（海外企業）	6
--------------------	---

Ⅲ 基本的な考え方

- 1 TPPを契機としたプラス効果の発現対策 7
- 2 マイナス面の影響をできるだけ生じさせないための対策および
懸念や不安の払拭 7
- 3 さらなる情報収集・分析および県民等への正確かつ
丁寧な説明・情報発信 7
- 4 国や市町、関係団体等との連携による対策の推進 7

Ⅳ 講じるべき対策

1 プラス効果の発現対策

<商工業分野>

- (1) TPPを活用した国際展開の促進 8
- (2) TPPを契機とした本県産業の振興 8

<農林水産分野>

- (1) 農林水産業の体質強化のための対策（攻めの対策） 8

2 マイナス面の影響をできるだけ生じさせないための対策 11

<農林水産分野>

- (1) 生産者が将来にわたって経営に取り組むための対策（守りの対策） 11

3 その他

- (1) 食の安全・安心（①衛生植物検疫（SPS）措置、②貿易の技術的障害（TBT）） 11
- (2) 政府調達への参入 11

I 策定の趣旨

1 これまでの経過

我が国においては、環太平洋パートナーシップ（以下「TPP」という。）協定に関し、平成 22 年 10 月の臨時国会における参加検討の表明後、平成 25 年 3 月に参加を表明し、同年 7 月から豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの 11 か国との交渉に参加した。

同交渉については、平成 27 年 10 月 5 日、米国アトランタにおける閣僚会合において、大筋合意に至り、本年 2 月 4 日には、ニュージーランド・オークランドで開催された TPP 協定署名式において、12 か国の閣僚により、TPP 協定が署名されたところである。

2 TPPの意義、概要等

TPP については、平成 27 年 11 月 25 日に政府の TPP 総合対策本部が決定した「総合的な TPP 関連政策大綱」（以下「政策大綱」という。）において、「21 世紀のアジア・太平洋に自由で公正な「一つの経済圏」を構築する挑戦的な試みである。世界の GDP の約 4 割（3,100 兆円）という、かつてない規模の経済圏をカバーした経済連携。人口 8 億人という巨大市場が創出され、モノの関税の削減・撤廃だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業、労働、環境の規律など、幅広い分野で新しいルールを構築するもの」であり、「成長戦略の切り札」となるものとしている。

一方で、「大筋合意以降、国民、地方公共団体、関係団体等から、懸念・不安の声が寄せられていることも事実である。今後とも合意内容を丁寧に説明するとともに、TPP の影響に関する国民の「不安」を払拭し、特に農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、さらに、農林水産業全体として、成長産業としての力強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる必要がある」としている。

3 本県のこれまでの取組

本県においては、平成 22 年 10 月の参加検討の表明を受け、同年 11 月に「TPP にかかると連絡調整会議」を設置し、情報共有等を行ってきたところである。

大筋合意後は、順次、明らかになる情報を収集しながら、事業者や県民の皆さんの懸念や不安を考慮し、農政水産部内において対策会議を設置するとともに、第二次産業の割合が高い本県経済の飛躍のチャンスと捉え全庁挙げて取り組んでいく必要があることなどから、政策大綱を踏まえ、県として必要な対策を検討するため、平成 27 年 11 月 20 日に滋賀県 TPP 対策本部を設置したところである。

4 策定の趣旨

TPPについては、幅広い分野において新たに設けられたルール等を活用してプラス効果を発現する対策を推進する一方、マイナス面の影響をできるだけ生じさせないよう、県として各部局連携の下に総合的に対応していく必要がある。

こうしたことから、滋賀県TPP対策本部において、本県の実情に合った「対応方針」を策定するものである。

なお、対応方針については、政策大綱に基づき、政府が平成28年秋を目途に継続検討されている対策等を踏まえ、必要に応じ、改訂を行う。

Ⅱ 想定される効果や影響

1 見込まれるプラス面の効果

(1) 商工業分野

①全体

本県の産業構造を見ると、県内総生産に占める第二次産業の割合が高く、毎年度実施している貿易実態調査（製造業を対象）においては、平成25年のTPP参加国（データのある5か国のみ（米国、カナダ、豪州、シンガポール、マレーシア））向けの輸出は、全体の約2割を占めている。

また、平成27年8月～9月にかけて県内中小企業（非製造業も含む）を対象に実施した海外展開実態調査の結果では、ベトナムやマレーシアといった国を今後の展開先として計画・検討する企業も多く見られる。

そうした中、政府が、平成27年12月24日に公表した「TPP協定の経済効果分析」においては、我が国全体として、GDP換算で約14兆円の拡大効果とともに、労働供給で約80万人増が見込まれていることから、本県にとっても、関税の削減・撤廃にとどまらず、TPPによる投資やサービスの自由化といった様々な面から、一定の経済効果が期待できる。

とりわけ、本県には、水環境分野をはじめ、自動車関連やエネルギー・電池関連など、グローバル市場で競合する先端モノづくり産業から、地場産業など地域固有の資源を活かした産業まで、多種多様な産業が集積していることから、TPPにより、他国企業との一層の競争激化の懸念もあるが、サービスや投資、知的財産、政府調達分野など、幅広い分野で新たなルールが構築されることを契機として、第三次産業を含め、海外の成長市場の取り込みが期待される。

②特許・商標

特許については、特許期間延長制度の導入や新規性喪失の例外規定の導入が義務付けられたことから、広い範囲の技術に対して、有効な権利期間を有する特許権を取得することが可能となり、TPP域内への我が国や本県企業の進出促進が期待される。

商標については、国際的な商標出願手続に関する条約等の締結が義務付けられたため、これまでの未締結国における商標権取得の円滑化が図られるものと期待される。

③政府調達への参入（国内企業）

WTOにおける「政府調達に関する協定（GPA）」未締結国のTPP協定締結により、他国の公共事業等への国内企業の参入が期待されている。

(2) 農林水産分野

①全体

関税の削減・撤廃により、牛肉や茶など本県農畜水産物の輸出を行いやすい環境となる。

②地理的表示保護制度（GI）

GIを相互に保護し、または認定する場合の手続が定められたことから、今後、輸出促進を図る品目について、参加国内で当該ブランドを保護する上で有効となる。現在、本県農畜水産物でGI登録まで至った品目はないものの、今後当該制度の活用を積極的に推進していく必要がある。

2 懸念されるマイナス面の影響

(1) 農林水産分野

①米

現行の収入減少影響緩和策の継続により、担い手への影響は限定的と考えられるが、米価の下落による農業者の生産意欲の減退、規模拡大や再生産への支障の恐れがある。特別輸入枠相当分の在庫増により、米価が下落（4.7%）すると想定した場合、生産額が1.8億円減少する（H25年生産額37.7億円の5%）。

②麦

新たな枠を通じた輸入の増大は見込み難いが、マークアップの削減に伴い、これを財源としている経営所得安定対策の助成額の削減が懸念される。マークアップ削減分相当の麦価が下落（15%）すると想定した場合、生産額が1億円減少する（H25年生産額6億円の15%）。

③野菜

関税撤廃による輸入量の増加に伴い、国産野菜の市場価格の下落が懸念される。本県は、野菜の自給率が40%と低く、需要の高い農産物直売所等への出荷が増加していることから、価格下落が生産量には影響しないと考えられる。関税撤廃分相当の価格下落を想定（2.9%）した場合、生産額が3億円減少する（H25年生産額8.6億円の2.9%）。

④牛肉

県内における牛肉生産量のうち、3等級以下は大部分が交雑種、乳用種であり、それらの大部分が輸入牛肉と競合し、関税削減率相当（22%）の価格下落が想定される。4、5等級の近江牛についても、半分程度の価格下落（11%）を想定した場合、牛肉全体で生産額が9億円減少する（H25年生産額5.4億円の17%）。

また、関税を財源としている肉用牛振興対策への影響も懸念される。

⑤豚肉

県産の豚肉は銘柄豚ではないものの、主な出荷農家は特徴的な飼育方法や出荷先

との契約で市場を確保しているため、輸入に置き換わることはないと考えられる。

関税削減による輸入豚肉の増加や牛肉価格の下落等に伴い、牛肉と同程度の価格下落（22％）を想定した場合、生産額が1億円減少する（H25年生産額6億円の22％）。

⑥乳製品

乳製品の関税削減・撤廃により、加工原料乳の価格に影響を及ぼし、これに伴い飲用乳の価格下落が懸念される。

酪農経営は従来から生乳生産の安定供給に加え、肉用素牛の生産も担っていることから肉用牛経営への影響も懸念される。

北海道からの安い飲用乳の流入による価格低下（3割）を想定した場合、生産額が8億円減少する（H25年生産額25億円の30％）。

⑦水産物

県産水産物の大半は、本県特有のものであり、直接的な影響は少ないと考えられるが、畜産物価格の下落など他品目の価格低下に影響され、水産物価格も下がる可能性がある。

⑧林産物

県産材（B材）については、合板を中心とした利用を推進しており、熱帯木材や針葉樹を使用した合板の関税の撤廃は、県産材利用への影響が懸念される。

※ ①～⑥の生産減少額は、本県への影響が大きいと考えられる品目について、TPP対策が講じられないという前提のもとで県で独自に試算したものである。

3 その他

（1）食の安全・安心

①衛生植物検疫（SPS）措置

TPP協定のSPS章においては、科学的な原則に基づいて、加盟国に食品の安全（人の健康又は生命の保護）を確保するために必要な措置をとる権利を認めるWTO・SPS協定を踏まえた規定となっており、日本の制度変更が必要となる規定は設けられておらず、日本の食品の安全が脅かされるようなことはないと言われている。

②貿易の技術的障害（TBT）

TPP協定のTBT章においては、遺伝子組換え食品表示を含め、食品の表示要件に関する日本の制度の変更が必要となる規定は設けられていない。

また、有機農産物については、日本の有機JASは国際規格（コーデックス）に基づいており、現在、日本と同等の水準にある締結国はアメリカ、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドであり、これらの国は証明があれば輸入品を有機JASとして販売している。

他の締約国から要望等があれば、日本の有機農産物と同等であるかを判断することになるが、同等でないと判断すれば承認しないことが可能とされているため、日本の有機農産物の生産には影響がないものとされている。

(2) 食品等の価格低下

消費者にとっては、関税の削減・撤廃に伴い、食品等の価格低下の恩恵が見込まれる。

(3) 政府調達への参入（海外企業）

現行の国内の調達制度を変更するものではないため、TPPにより外国企業が現状よりさらに我が国の公共事業に参入しやすくなることはないとされている。

Ⅲ 基本的な考え方

1 TPPを契機としたプラス効果の発現対策

TPPがもたらすプラス面の効果として、これまで海外展開に踏み切れなかった中小企業等が、生産拠点を移さずに海外展開ができることや、地域の特徴を活かした農産品等の高付加価値化等が進み、実質GDPが押し上げられることが期待されている。

そうしたことから、本県産業の飛躍、また、農産品等の輸出拡大のチャンスとして、TPPの枠組みを活用し、中小企業等が強みとする技術力やサービス力を活かした海外展開や高品質な農産品等の輸出に対する積極的な支援などの施策展開を図っていくことが重要である。

また、関税削減等による輸入農畜産物等の増加に対抗するため、県内における農林水産業の生産基盤強化や収益性の向上、国産の強みを生かした県産物のブランド化など体質強化のための対策が必要である。

2 マイナス面の影響をできるだけ生じさせないための対策および懸念や不安の払拭

農林水産分野では、農林水産物の輸入拡大に伴い、生産物価格の低下や経営への影響が懸念されている。また、食の安全・安心などに対する不安の声なども聞かれるところである。

こうしたことから、マイナス面の影響ができる限り生じないよう、政策大綱を踏まえながら、農林漁業者の経営安定など本県の実情に合った対策を講じるとともに、県民の懸念や不安の払拭に努めることが必要である。

3 さらなる情報収集・分析および県民等への正確かつ丁寧な説明・情報発信

TPP協定の大筋合意後、政府においては、順次、情報提供されているものの、県民や関係団体等から、依然としてTPPに対する懸念・不安の声が寄せられているところである。また、政府において、TPP協定の条文が公表されたところであるが、詳細について十分な説明を求めるとともに、さらなる情報収集やその分析に努め、県民や市町、関係団体等に対し正確かつ丁寧な説明と情報発信に努める必要がある。

4 国や市町、関係団体等との連携による対策の推進

市町や関係団体、生産者など現場の声を踏まえて、必要な対策を講じるとともに、国や市町、関係団体等との連携によりその推進を図る。

IV 講じるべき対策

★ …… 「TPPへの対応として新たに取り組む対策」

1 プラス効果の発現対策

<商工業分野>

(1) TPPを活用した国際展開の促進

①丁寧な情報提供

- ・国や日本貿易振興機構(JETRO)、中小企業基盤整備機構等と連携した、TPP関連情報の収集と、県内中小企業等への的確かつ迅速な情報提供

②相談体制の充実

- ・「滋賀から世界へ」の視点のもと、海外展開等を検討する企業に対する金融機関や損保会社等と連携した相談体制の充実

③新市場開拓の促進

- ・販路の開拓と拡大に取り組む企業に対する支援の充実

★県内中小企業等の新市場開拓の促進を図るため、ジェトロ貿易情報センターの誘致について関係者と協議しながら取組を推進

(2) TPPを契機とした本県産業の振興

①中小企業等の強みを活かした新事業創出の促進

- ・市場拡大を見据えた新商品、新サービス等のイノベーションの推進に取り組む企業に対する支援の充実
- ・水環境ビジネス等、滋賀の強みを活かしたビジネスへの支援強化
- ・県内企業が保有する特許等の更なる利活用促進

②対内投資の促進

- ・「世界から滋賀へ」の視点のもと、外資系企業の県内誘致の促進

③インバウンド観光の促進

- ・滋賀が持つ自然や歴史や文化、産業などを活用した観光プロモーションによる訪日外国人観光客の誘致とそれを通じた消費拡大の促進

<農林水産分野>

(1) 農林水産業の体質強化のための対策（攻めの対策）

【全般】

①農畜水産物の輸出促進

- ・「滋賀県農畜水産物輸出戦略」に基づき、品目ごとに海外展開を促進

★貿易関連情報の発信と相談体制の充実強化、ジェトロ貿易情報センターの誘致について関係者と協議しながら取組を推進

- ・県産農畜水産物のブランド力の強化のため、地理的表示保護制度(GI)等知

的財産の取得、活用を支援

★県産食材の認知度向上と販路開拓のため、海外でのPRや商談機会を充実

②「食と観光」推進の視点からのインバウンド等への対応

- ・「琵琶湖八珍」や近江牛など農林水産物を観光資源として活用するため、商工観光事業者等と連携して、訪日外国人旅行者等へのPRを推進

★観光交流拠点を確保するため地域が行う空き家や廃校の補修などの取組の推進や、講座の開催など農家民宿開業に向けた取組への支援

★各地域における農林水産物、食品や食文化（歴史、食べ方等）に焦点を当てた周遊ルート整備の検討

★「食と農の景勝地（仮称）」制度の活用について検討

③消費者との連携強化

- ・県内をはじめ、京阪神の消費者に対する環境こだわり農産物の理解促進と消費拡大に向けたPRの実施
- ・県産農畜水産物の学校給食への利用促進
- ・GAP（農業生産工程管理）の取組推進とより高度な取組への誘導
- ・農場HACCPの普及による生産段階における畜産物の安全性向上
- ・滋賀食肉センターでのHACCP方式に基づく畜産物の安全性向上

【農業】

①競争力のある担い手の確保・育成

- ・経営体質の強化に向けた複合化や6次産業化、法人化、集落営農型法人の広域化等の推進、農地の集積の促進
- ・就農希望者に対する支援強化と農業法人等への就職の促進
- ・農業大学校における専門技術や経営学習の充実強化
- ・農地中間管理機構の活用により、企業を含めた新規参入者に対する農地の貸付けを推進
- ・農業・農村で活躍する意欲的な女性の育成
- ・老朽化が進行する農業水利施設の長寿命化対策の計画的な推進
- ・米の生産コスト大幅削減に資する水田の大区画化や、高収益作物導入のための地下水位制御システム等による水田の汎用化など将来の営農を見据えた基盤整備の促進
- ・普及事業と試験研究による技術・経営革新の支援

②農産物の収益性向上

- ・マーケットインの視点に立った需要に応じた米づくりの推進
- ・「みずかがみ」や「コシヒカリ」など本県の主力品種の特Aの取得による高品質な米づくりの推進
- ・「魚のゆりかご水田米」など付加価値の高い米づくりの推進
- ・米の生産コスト削減技術や新品種の導入など、生産の効率化の一層の推進
- ・麦の省力化、収量向上技術の推進と播種前契約による需要に応じた安定生産

の推進

- ・パン、中華めん用など麦の新たな需要への対応や収量性と品質の優れた新品種の導入
- ・加工業務用野菜の生産対策の拡充
- ・野菜、果樹等の生産性の向上のための栽培技術の開発や低コスト・省力化機械、施設の導入を促進
- ・伝統野菜などの地域特産物の産地育成や周年生産出荷システムの整備、観光農園設置の推進などによる農産物直売所への誘客促進
- ★水田の畑地化や高収益作物の導入による本格的な園芸産地育成の検討

【畜産】

①近江牛の生産基盤強化など畜産の振興

- ★繁殖・肥育一貫経営の推進と近江牛の子牛の哺育・育成や繁殖雌牛の管理を一元的に担う生産拠点施設の整備による繁殖素牛の県内確保と近江牛の出荷頭数の拡大
- ・畜産農家と関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型畜産を実現するための体制（畜産クラスター）を活用した地域の収益性向上の取組の推進
- ・近江牛の販売戦略に基づくブランド力強化と販路拡大を推進
- ・酪農における搾乳や哺乳などへのロボット技術の活用の支援
- ・性別別技術や受精卵移植技術の活用による計画的な乳用後継牛の確保と和牛子牛生産の拡大
- ・畜産農家による自給飼料の生産・利用とともに、飼料用米や稲WCSの生産、流通・保管、利用の拡大による耕畜連携の促進
- ・規格外農産物など地域産穀物の飼料化をはじめ、エコフィードの利用促進による飼料にこだわった畜産物づくりの推進
- ・飼養衛生管理水準の向上による家畜伝染病の発生予防と危機管理体制の強化
- ・関係事業者とのマッチングによる資源循環型養豚の推進
- ・家畜の快適性に配慮した飼養管理による生産性の向上

【水産】

①琵琶湖産魚介類の消費拡大など水産業の振興

- ・新たな漁業就業者の確保に向け、必要な技術や知識の習得機会を提供するための実地研修などの実施
- ・琵琶湖産魚介類の流通を拡大させるための生産者が行う消費促進活動の支援
- ・ピワマスや琵琶湖産アユ、淡水真珠など本県ならではの養殖業の振興
- ★水産加工業者に対する国内向け水産物加工施設の整備の支援
- ★HACCP認定に向けた水産物加工施設の整備など水産物の輸出促進に対する支援
- ・少量で流通にのらない魚介類などの有効活用に向けた漁業者が消費者や飲食店等に直接販売するためのICT活用の支援

【林業】

①県産材の利用推進対策

- ・地域材を低コストで安定的に生産するための間伐と路網整備に対する支援
- ・地域材の安定供給を確保するための地域材の運搬に係る流通経費の支援
- ・地域の林業や木材産業への経済効果が高い木造公共施設の整備に対する支援
- ・林業従事者の育成と確保および林業への新規参入や森林山村における起業の促進

★地域材の利用拡大に向けたCLT（直交集成板）などの新たな地域材利用の取組の推進

2 マイナス面の影響をできるだけ生じさせないための対策

<農林水産分野>

(1) 生産者が将来にわたって経営に取り組むための対策（守りの対策）

①農地等地域資源の維持保全対策

- ・「地域農業戦略指針」に基づく

集落リーダーの育成、普及事業等による集落の実践支援

担い手確保が困難な地域で農業を継続する仕組みづくり

水路や農道等を維持管理する共同活動が低迷している集落への働きかけの強化

- ・世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に係る活動組織の広域化の推進や技術的な支援
- ・中山間地域等の集落の話し合いに基づく農業生産活動等の支援
- ・集落を基本とする麦の団地化、ブロックローテーションによる作付地の確保
- ・麦・大豆の不適地等に対する飼料用米等の作付推進

②経営安定対策

- ・本県の基幹産業である水田農業を支える農業水利システムの高騰する維持管理経費に対する支援
- ・野菜農家の経営安定に資する野菜価格安定制度の維持および活用

3 その他

(1) 食の安全・安心（①衛生植物検疫（SPS）措置、②貿易の技術的障害（TBT））

- ・「食の安全・安心推進条例」や「食の安全・安心推進計画」等に基づく、輸入食品の検査や監視指導の着実な実施
- ・県内流通食品の安全確保対策のさらなる推進

(2) 政府調達への参入

- ・日本の地方政府である本県として、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」等の改正についての注視と必要に応じた適切な対応

